

	学部長	学長
閱 覧		

国外派遣研究員報告書

令和 2 年 11 月 27 日

國學院大學学長 殿

所属・職名 法学部・准教授

氏名 大江 毅



令和 元 年度 国外派遣研究員として実施しました研究について、下記のとおり報告いたします。

記

1 派遣期間 (期間延長のある場合は含めて下さい)

令和 元 年 10 月 1 日 から 令和 2 年 9 月 30 日 まで

実際の出国日 令和元年 9 月 11 日 同帰国日 令和 2 年 9 月 9 日

2 受入先研究機関など

ドイツ・ケルン大学、手続法・倒産法研究所

Institut für Verfahrensrecht und Insolvenzrecht, Universität zu Köln, Deutsch

3 研究目的

「民事訴訟手続・非訟事件手続の手続連携に関する、比較法的手法を一視覚とした、基盤的研究」との研究課題のもと、日本の民事手続法制が圧倒的な影響を受けた母法ともいえるドイツ法における、異種の手続間の手続連携のあり方について考究し、もって、わが国における異種の手続間の連携に関連する諸課題に主として解釈論上の貢献をすることを目的とする。

4 派遣中の研究概要

主として、ドイツ法における遺産分割手続における前提問題の取扱いの問題について、資料の収集とその分析・検討に務めた。

民事訴訟手続と非訟事件手続の手続間の連携は、わが国においてもドイツにおいても、例えば破産事件における破産債権確定訴訟のように、一定の立法的手当てがされているものがある一方、例えば、遺産分割の前提問題に関する各種訴訟と遺産分割審判手続のように、立法上の手当てが十分とは言えず、どちらかという、実務ないし解釈に委ねられている場合とがある。当職は、主として後者の場合への関心から、日本における遺産分割審判とその前提問題を取り扱う民事訴訟事件の連携のあり方を具体的な素材として研究してきた。当面の課題は、遺産分割の前提問題を取り扱う民事訴訟の判決の効力とその非訟事件手続に対する作用のあり方に関する理論的検討としている。このため、ドイツにおける遺産分割の前提問題を処理する訴訟に関する研究に取り組んだ。

ドイツにおいても、相続人たる地位の確認や、遺産であるか否かを確認するための訴訟は存在するようである。もともと、遺産であるか否かを確認するための訴訟が、わが国のように広範に認められうるかという、そうではないようである。例えば、わが国においては、不動産に係争物とする遺産確認の訴えが提起されうるが、ドイツにおいては、不動産に係争物とする遺産確認の訴えは見受けられないようである。これは、わが国においては不動産登記に公信力がないのに対し、ドイツにおいては不動産登記に公信力があることと関係するものと思料される。ドイツにおいては、不動産から生じた収益に係争物とする遺産確認の訴えなどが遺産確認の訴えの典型例のようである。

ドイツ法における遺産確認の訴えにおいて、その判決効に関する独特の議論というものは、どうやら見受けられないようである。この点、日本では、遺産確認の訴えが固有必要的共同訴訟であるとされ、その判決効（理論的には共同訴訟人間におけるそれ）について議論されていることとは、対照をなす。こうした違いが生じる要因として考えられうるのが、遺産分割の民法上の基準ないし最終的な分割手続に関する規律の相違である。ドイツ法の場合、遺産分割に関する相続人間の合意が成立しない場合、最終的には、原告の作成にかかる分割案への同意の意思表示を求める給付訴訟としての遺産分割の訴えによることになる。これに対して、日本法の場合、最終的には遺産分割審判による。ドイツの遺産分割の訴えは、その請

4 派遣中の研究概要（続）

求認容の要件としての分割案に関する詳細な規定を設け、裁判所は原告の分割案がその要件を具備するか否かを審判するかたちをとる。他方、日本法は、民法 906 条の定める基準（というよりは「指針」に基づいて、裁判所が分割内容を形成する。このため、遺産分割の前提問題に争いないし瑕疵がある場合、同種の手続で処理しうる余地のあるドイツ法と、異種の手続で処理を強えられる日本法、争う者のみを当事者とすれば足りるドイツ法と、全体調整のため相続人全員を当事者とせざるを得ない日本法、といった差異を生じさせる。こうした構造上の違いのため、日本法とドイツ法との異同をいわば対照表のかたちで比較して論じることは困難であるが、法構造の違いから生じる議論の方向性の違いとして理解しうる点では、ドイツ法との比較にも一定の意義があるものと考えている。

ドイツの「家事事件及び非訟事件の手続に関する法律」における遺産分割事件の手続に関しても、資料の収集および分析に努めた。遺産分割の前提問題につき争いのある場合の処理の点で興味深いのが、手続の停止を定めた「家事事件及び非訟事件の手続に関する法律」の 370 条についてである。この点、日本法には明文の規定がなく、実務運用上、裁判所が審判などの申立ての取下げを示唆するといったことがされているようである。異種の手続間の連携という視座からみると、争点の解決まで遺産分割を停止するという規律は、訴訟経済の点でより優れていると思料される。もっとも、ドイツの相続法制に関しては当職の専門外であり、更なる分析・検討に努めたい。

なお、当初の研究計画では、具体的問題類型を取り上げての分析・検討を行うことを予定していたが、日本法と問題状況と類似するドイツ法のそれに関する情報を収集することが困難であったため、同様の問題状況を背景として、日本の議論の方向性とドイツのそれとを比較し、もって、日本の議論に貢献する点では、十分な研究成果があがっていない。今後の課題としてさらに研究に努めたい。

5 その他の活動

とくになし。

6 今後の研究計画

遺産分割の前提問題を処理する訴訟、とくに、遺産確認の訴えの訴訟物・既判力に関する研究に、ドイツ法からの示唆を得つつ、取り組みたい。なお、その成果は、来年予定されている日本民事訴訟法学会大会での個別報告などで、発表することを予定している。また、在外研究中に積み残した諸課題、とくに、ドイツの「家事事件及び非訟事件の手續に関する法律」における諸制度を分析・検討し、異種の手続間の連携のあり方について、更なる研究に務めたい。

7 感想・所感

・EUにおけるEU域外からの研究者受入方針は、厳格化する方向にあるようである。このため、今後、滞在許可（いわゆるビザ）の取得ほか従来に比べ煩瑣になるものと思料される。このような実情を踏まえ、本學における国外派遣研究の制度についても、より柔軟な取扱いをすることができるよう、再点検が必要になるかとも思料される。

・概ね、本年2月中頃までは、受入先での研究に支障はなかったが、2月下旬のカーニバルの時期が過ぎ、3月にドイツでもCOVID-19の流行が始まると、とりわけケルンの位置するノルトライン＝ヴェストファーレン州がドイツにおけるCOVID-19流行の中心地であったことから、大学が閉鎖され、研究所への自由なアクセスが不可能となった。このため、派遣期間後半は在宅での研究となり、資料へのアクセス等も不十分にならざるを得なかった。

・COVID-19流行期における法学部長ほかの皆様、とりわけ、本學人事課の皆様の手厚いご支援に、心より感謝を申し上げます。